

## 8 新・新しいまちづくり支援プラン

### 新・新しいまちづくり支援プラン

平成 19 年 2 月

#### 市町村合併支援の必要性

平成の合併は中央集権から大転換した分権合併と言えるものであり、住民に最も身近な市町村は、本格的に進展する地方分権の受け皿として自立性の高い市町村へとこれまで以上に行財政や特に政策形成の面で充実していく必要がある。

このような考え方のもと、県としては、これまで市町村による自主的な合併の取組を推進するとともに、合併後の市町村とともに協働して速やかな一体的まちづくりとその主体性を発揮できる体制づくりに取り組むため、平成 13 年 11 月に「新しいまちづくり支援プラン」を策定し、その後数度の改定を重ねながら全庁的な支援を行ってきたところである。

この結果、県内においては長らく 80 市町村であったものが、平成 18 年 3 月までに 56 市町村に再編されることになり、各地域における市町村合併の取組は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの状況には差異があり、平成 17 年 4 月に施行された市町村の合併の特例等に関する法律（新合併特例法）の下においても、引き続き自主的な市町村合併を推進する必要がある。

国においても同様の認識のもと、平成 17 年 8 月に政府の市町村合併支援本部において「新市町村合併支援プラン」を策定したところである。

県としては、千葉県市町村合併推進審議会（平成 17 年 7 月設置）の意見を聴いて策定した「千葉県市町村合併推進構想」の「自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」を基本に、本「新・新しいまちづくり支援プラン」を策定し、国の支援プランと連動しながら、県内市町村の新たな市町村合併の取組を全庁的に支援することとする。

#### 支援体制及び支援対象市町村

##### (1)合併推進・支援の体制

平成 13 年 7 月 9 日に設置した知事を本部長とする「千葉県市町村合併支援本部」の体制を活用し、新合併特例法下においても引き続き庁内連絡・連携体制を整え、市町村合併を推進し、総合的な支援を図る。

##### (2)支援対象市町村

合併推進構想に位置づけた「構想対象市町村」及びこれにより平成 22 年 3 月までに合併した新市を対象とする。

なお、1(3) 及び同(4) については全市町村を対象とする。

#### 支援プラン

##### 1. 市町村合併の取組への支援

###### (1)市町村合併支援補助金

法定合併協議会及び任意合併協議会への補助

（補助対象経費の 1/2 以内、2 か年度で 1,000 万円を限度）

ただし、補助金の交付限度額は、任意合併協議会と法定合併協議会を通算した額とする。

###### (2)市町村振興資金の無利子貸付

市町村が行う合併準備に要する事業に対し、無利子の資金貸付を行う。

【対象事業例】

・合併関係市町村による電算システム構築事業

- ・合併関係市町村によるサイン（案内）システム構築事業
- ・その他合併前に必要と認められる建設事業等

### (3)人的支援

#### i 合併協議会等に対する支援

合併協議会への委員としての参画や、協議会事務局への職員派遣の外、要請に応じて地域の求める多様な役割・機能に応じた人材の派遣を行う。

なお、構想に位置づけられていない組合せによる合併協議会についても、構想の組合せによる合併に資すると認められる場合については、支援対象とする。

市町村合併推進アドバイザーの派遣

市町村や各種団体が行う研修会や研究会等への講師の派遣やあっせんを行い、地域における合併に向けた取組を支援する。

### (4)その他の支援

#### i 新市基本計画策定に対する支援

全庁体制により、新市基本計画策定に対する助言等を行う。

広報・啓発による支援

啓発パンフレット・リーフレットの作成やシンポジウムの開催など、必要な情報の県民にわかりやすい形での提供に努め、合併推進の機運の醸成を図る。

新合併特例法に基づく勧告等

ア．合併協議会設置の勧告、合併協議推進勧告

地域の主体性を尊重する観点から、勧告の実施は慎重に対処することとする。

しかし、地域の状況を踏まえ、また、地域からの要請があるなど、特に必要と認める場合には、制度の活用を検討する。

イ．合併協議会に係るあっせん及び調停

合併協議会がこの仕組みを活用できるよう、制度の周知を図るとともに、合併協議会から申請があった場合速やかに対応できるよう体制を整える。

## 2．合併市に対する支援

### (1)合併市の体制整備への支援

#### i 新市スタートアップの支援

ア．新市の行財政運営や政策課題等を協働で調査研究するとともに、首長との意見交換等を行い、新市のまちづくりの方向性を検討するなど、全庁を挙げて助言・協力する。

イ．新市の行財政運営や政策課題解決のため、廃置分合（合併）の告示以後平成23年度までの間、新市の要請に基づき、県職員又は支援チームを、県負担（原則1/2）で派遣する。

派遣期間 原則として1年以内。ただし、合併告示が行われた年度に続く2年度まで延長可。

人財育成への支援

ア．新市職員の実務研修の優先受入

イ．政策形成、法務能力向上のための研修体制充実を支援

新たな業務運営への支援

新市福祉事務所への円滑な事務移管等

### (2)財政的支援

#### i ふさのくに合併支援交付金

円滑な新市の体制づくりを支援するため、伝統文化保存やコミュニティ育成のための事業や行政格差是正のための基盤整備事業等に要する経費について、交付金を交付する。

ただし、合併議決年度に着手する事業については、合併関係市町村も交付対象にする。

#### 【対象事業】

- ・旧市町村の地域振興のための事業（伝統文化の保存やコミュニティの育成等）
- ・新市のアイデンティティを高めるための事業（市章，市歌，イベント等）
- ・広域的、効率的行政サービスを行うための事業（電算システム統一等）
- ・行政格差是正のための事業（保健・福祉施設整備など格差是正のための事業）

- ・その他知事が認める事業

【交付金額】

1 合併市に交付する交付金の上限額。(原則として3年間で交付)

合併関係市町村数	2	3	4	5	6	7以上
交付金総額	250	300	350	400	450	500

(単位:百万円)

市町村振興資金の無利子貸付(再掲)

合併市が、市町村基本計画に基づいて行うまちづくりのための建設事業に対し、無利子の資金貸付を行う。

【対象事業例】

- ・新市の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設整備事業  
(道路・橋梁・トンネルの整備、運動公園の整備等)
- ・新市の均衡ある発展に資するために行う公共的施設整備事業  
(保健・福祉施設整備など格差是正のための事業等)
- ・新市の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業(類似の目的を有する公共的施設を統合する事業等)

(3)その他の支援

i 市町村基本計画実現のための支援

ア．市町村補助事業の優先採択

新市が市町村基本計画に基づき実施する事業等について補助金の優先的採択に配慮する。

イ．県事業の重点的な実施

市町村基本計画に位置付けられた県事業について部局間の連携を図り、重点的な実施に配慮する。

ウ．県費補助施設の他用途転用に当たっての配慮

合併前に関係市町村が県補助金等をうけた施設を他の用途に転用する場合について、類似施設の活用により対応が十分可能な場合は、承認に当たって合併という事情を十分考慮する。

エ．県費補助金額等算出に当たっての配慮

合併により、県補助金等の交付基準となっている数値が変わり、合併しなかった場合と比べ、交付額が減少する場合は、経過措置期間等の設定を検討する。

県の戦略プロジェクトなど先駆的モデル事業の協働実施

各種計画づくりへの助言・協力

都市計画、福祉計画、一般廃棄物処理計画などの策定、見直しについて助言・協力

iv 権限移譲の推進

合併市の要望に合わせ権限移譲を進める。

v 一部事務組合、公共的団体の再編・統合の支援

一部事務組合や公共的団体について、関係市町村及び関係団体と協議しながら再編・統合に向け支援を行う。

vi 各種県計画・圏域及び所管区域等の見直し

関係市町村と十分調整しながら、県計画、圏域及び県の機関の所管区域等を適宜必要な見直しを行う。